

公 告 第 3 5 6 号

平成 2 3 年 2 月 2 5 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

健康保険の調整保険料率の変更に伴う一般保険料率の変更について

平成 2 3 年 2 月 1 0 日に開催した第 6 3 回組合会において、調整保険料の変更に伴い日本旅行健康保険組合の一般保険料率を変更することを決定し、関東信越厚生局に届出を行ったので下記により公告します。

記

1. 改定後の保険料率 66.00/1000 (現行 66.00/1000)

(1) 一般保険料率 64.70/1000 (現行 64.80/1000)

内訳 基本保険料率 : 40.594/1000 (現行 : 36.602/1000)

特定保健料率 : 24.106/1000 (現行 : 28.198/1000)

※特定保険料率は、一般保険料のうち、高齢者医療などへの支援金の支払に充てるための保険料率です。

(2) 調整保険料率 1.30/1000 (現行 1.20/1000)

※調整保険料とは、全国健康保険組合が共同で実施している事業（高額医療費補助及び財政窮迫組合の助成等）の財源に充てるための保険料で、調整保険料率は、毎年度、健康保険組合連合会が設定します。

2. 負担割合

事業主 : 5 0 % (33.00/1000)

被保険者 : 5 0 % (33.00/1000)

3. 適用期間 平成 23 年 4 月徴収～平成 24 年 3 月徴収分まで

(注)賞与については、平成 23 年 3 月 1 日以降支払い分から新保険料率が適用されます。

以上